ゴミ出しのルールを守りましょう

■ゴミ出しのルール

- 村指定のゴミ袋に入れて出しましょう。 指定ゴミ袋は村内販売店で取り扱っています。
- 収集日の朝8時までに決められた場所に出しましょう。 最近、収集日の何日も前からゴミを出している事例が見受けられます。 近隣への汚臭の原因となりますので、収集日当日にゴミを出してください。
- 空き缶などのポイ捨て、不法投棄は絶対にしないでください。 みだりにゴミを捨てると法律により処罰されますので、定められた場所へ定められた日 に出してください。
- ゴミを出す際は袋の口を結んで出しましょう。 指定ゴミ袋いっぱいにゴミを入れて結ばずに出すと臭いの原因や、周辺へ散らかる原因 になりますので、容量に余裕を持って結んで出してください。

詳細は今年6月に広報と併せて配布した「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」を確認ください。

なくされた方には再度お渡しすることができますので、担当までご連絡ください。

【お問合せ】住民生活課 住民係 担当:和田

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員がハローワークむつに出向いて、看護職のみなさんのお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

■開催日: 令和3年10月13日(水)、11月10日(水)、12月8日(水)、

令和4年1月12日(水)、2月9日(水)、3月9日(水)

■時 間:午後1時から午後4時まで随時受付

■場 所:ハローワークむつ

*青森県ナースセンター(青森市)では、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで、 来所・電話・メールなどで随時相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

> 【お問合せ】公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター ☎017-723-4580

> > メールアドレス: aomori@nurse-center.net

戸籍の届書への押印義務が廃止されました

令和3年9月1日より、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、戸籍法の一部が改正されました。これにより、戸籍の届書(出生届・婚姻届・離婚届・死亡届など)への押印義務が廃止されました。

ただし、長きにわたり重要文書に押印してきた日本の慣習などを踏まえ、押印義務廃止後も任意に押印することは可能となっています。

また、この法改正に伴い各種届書の様式が変更されましたが、当分の間、従来の様式による届書用紙は使用することができます。

【お問合せ】住民生活課 住民係 担当:村川



